

外国銀行代理銀行届出票

外国銀行代理業務

(銀行法第52条の2第3項の規定による届出)

みずほ信託銀行株式会社

(所属外国銀行の商号及び主たる営業所が存在する国)

ルクセンブルグみずほ信託銀行
(ルクセンブルク大公国)

米国みずほ銀行
(アメリカ合衆国)

みずほインターナショナル
(英国(グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国))

対象業務: 1. 預金または定期積金等の受入れ
2. 為替取引
3. 日本における銀行法第10条第2項に定めのある業務その他の銀行業に付随する業務

営業時間: 9:00 ~ 17:00

営業日: みずほ信託銀行株式会社が定める営業日